

○新潟市産業振興センター条例

昭和61年10月14日

条例第42号

改正 平成6年3月29日条例第18号

平成17年7月1日条例第57号

平成18年12月21日条例第71号

平成22年3月23日条例第20号

(設置)

第1条 本市の産業振興と市民の文化向上に寄与するため、新潟市産業振興センターを新潟市中央区鐘木185番地10に設置する。

(平18条例71・一部改正)

(供用日)

第1条の2 新潟市産業振興センター(以下「センター」という。)の供用日は、1月4日から12月28日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(平17条例57・追加)

(供用時間)

第1条の3 センターの供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(平17条例57・追加)

(利用の許可)

第2条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長は、次の各号の一に該当する場合は、センターの利用を許可しないことができる。

(1) センターの利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合

(2) センターの施設又は設備を汚損するおそれがあると認められる場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長がセンターの管理上支障があると認めた場合

(平17条例57・一部改正)

(利用許可の取り消し等)

第3条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくは利用の停止を命じ、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例に基づく許可の条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な行為によりセンターの利用の許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、前条第1項の規定による許可を受けたもの(以下「利用者」という。)又はセンターの入館者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
(使用料)

第4条 市長は、利用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、市長がセンターの利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(原状回復)

第5条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第3条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

(行為の制限)

第6条 利用者及びセンターの入館者は、センターにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設又は設備を汚損すること。
- (2) 他の者に迷惑を与える行為をすること。
- (3) 許可を受けずに物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(平17条例57・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第8条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者として指定するものとする。

(1) センターの平等利用が確保されること。

(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(平17条例57・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) センターの利用の許可に関する業務

(2) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務

(3) 第3条の規定による退去等の命令に関する業務

(4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

(平17条例57・追加)

(秘密を守る義務)

第10条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(平17条例57・追加)

(個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例57・追加)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例57・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和62年新潟市規則第29号で昭和62年4月1日から施行)

(平22条例20・旧附則・一部改正)

(指定管理者の構成団体の解散に伴う特例)

- 2 指定管理者の構成団体の解散に伴い、市長は、第8条の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間、同条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者をセンターの指定管理者として指定することができる。

(平22条例20・追加)

附 則(平成6年条例第18号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市産業振興センター条例の規定により最初に指定管理者の指定をする場合においては、市長は、改正後の第8条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前の第7条の規定により管理に関する事務を受託している者(以下「受託者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、受託者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、受託者を指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、

行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

(平6条例18・一部改正)

使用料表

区分		使用料の額(円)			
		全日 午前9時から午後 5時まで	午前 午前9時から午後 1時まで	午後 午後1時から午後 5時まで	午前9時以前及び午 後5時以降 (1時間当り)
展 示 ホ ー ル	全部	450,000	225,000	225,000	62,000
	3分の2	320,000	160,000	160,000	44,000
	2分の1	250,000	125,000	125,000	34,000
	3分の1	180,000	90,000	90,000	25,000
大会議室		32,000	16,000	16,000	4,400
中会議室		16,000	8,000	8,000	2,200
小会議室		6,000	3,000	3,000	800
主催者室		2,000	1,000	1,000	300
多目的スペース		20,000	10,000	10,000	2,700
机		1脚 1日 100			
折りたたみ椅子		1脚 1日 50			
肘かけ付椅子		1脚 1日 100			
ステージ		1式 1日 10,000			

備考

- 1 利用時間が表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 2 展示ホールを入場料を徴収して利用する場合の使用料の額は、表に規定する使用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 展示ホールを展示物等の搬入、搬出等に利用する場合の使用料の額は、表に規定す

る使用料の額に100分の70を乗じて得た額とする。

- 4 利用について特別に電気，ガス，水道，冷暖房又は電話を使用した場合は，これらの実費を徴収する。